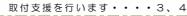


消防本部からのお知らせ

- 春季全国火災予防運動。
- ・女性防火クラブ会員募集・・・・2
- ・住宅用火災警報器の給付及び





3月1日(土)~7日(金)まで、春季全国火災予防運動を実施します。

☆令和6年度全国統一防火標語 「守りたい 未来があるから 火の用心」

火災が発生しやすい時季となるため、一人ひとりが十分に注意し、火災をなくしましょう!

ちゃんと鳴りますか?住宅間火災警觀器

- ☆ 住宅用火災警報器のお手入れの3つのポイント
 - 乾電池タイプは交換を忘れずに (1)
 - おおむね10年を目安に機器交換をしましょう
 - ③ 定期的に作動するか点検しましょう







住宅用火災警報器は、火災を早期発見して被害を軽減し、あなた自身や 大切な家族、周りの人の命を守るための機器であり、法令により設置が義 務となっています。

いまだに設置していないご家庭は、早急に設置してください。

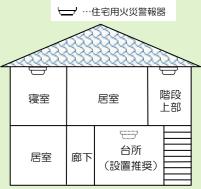
- ◆住宅用火災警報器とは 火災の際に煙または熱を感知し、音で知らせる警報器
- ※聴覚に障がいのある方向けに光や振動、文字などで火災を 知らせる機器もあります。
- ◆義務設置場所

寝室と、寝室が2階以上の場合は、階段の天井または壁

- ※ 台所は設置義務はありませんが、設置を推奨します。
- ◆購入場所

ホームセンター、家電量販店、防災設備取扱店など

☆ 消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありま せん。悪質な訪問販売にはご注意ください。



※寝室が2階にあるご家庭の例

知っていますか?感覚スレーカー

~ 地震による電気火災への対策を ~

東日本大震災における火災原因の<mark>過半数が電気火災</mark>でした。地震による電気機器からの出火 や、停電の復旧時に発生する火災を防ぐには、感震ブレーカーが効果的です。 感震ブレーカーは、揺れを感知するとブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める 器具です。さまざまな種類があり、それぞれの特徴を踏まえて適切に設置しましょう。

- ◆分電盤タイプ・・・約2~8万円程度 内蔵型、後付型があり、センサーが揺れを感知してブレーカーを切って電気を遮断します。
- ▶コンセントタイプ・・・約5千円~2万円程度 コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。
- ◆簡易タイプ・・・約2~4千円程度(ホームセンター等で購入できます) ばねの作動や重りの落下などにより、ブレーカーを切って電気を遮断します。





く主な活動内容>

- ・防火に役立つ知識に関する研修
- ・防火・防災に関する視察研修
- ・ 応急手当、 救命講習会への参加
- 住宅用火災警報器の普及などの 火災予防啓発活動
- ・ 消火器の取扱い訓練
- 消防関係行事への協力活動 (消防出初式・防災訓練等)

対 象 / 市内に在住(又は在勤・在学)する女性

募集人員 / 制限はありません

活動期間 / 入会から退会まで(入退会は自由です)

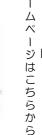
申込方法 / 下記事務局までご連絡ください

報酬など / 金銭等の報酬はありません

各活動への参加は自由です! 気軽にご参加ください♪

入会・お問合せ はこちらから 四街道市女性防火クラブ 事務局 (消防本部予防課内) & 422-2485

☑ yshoboyobo@city.yotsukaido.chiba.jp





75歳以上の方へ

住宅周火災警職器の「給付」と 「取付支援」を行います!

住宅火災による被害の軽減及び住宅用火災警報器の普及促進を図るため、住宅用火災警報器が未設置である高齢者世帯に住宅用火災警報器の給付及び取付支援を行います。



く給付について>

です。

・1世帯当たり最大2個、 無償で給付します (先着200世帯まで) ※給付と取付支援はそれ ぞれ単独も、併用も可能

く取付支援について>

- ・取付けは無償です。取付ける機器は本事業での給付品の他、ご自身でご用意いただいたものでも可能です。
- ・電話にて日程調整のうえ、消防職員 が取付けに伺いますので、取付けの際 は立会いをお願いします。(代理人可)

【対象者】(申請時点で以下のすべてに当てはまる方)

- ・ 市内在住であること
- 75歳以上の一人暮らし又は同一世帯全員が75歳以上であること
- 市税を滞納していないこと
- 条例で設置義務がある場所に未設置であること (設置義務がある場所は本紙1ページをご参照ください。)

【申請方法】

- ・受付は4月9日(水)から。申請書を消防本部予防課に持参または郵送してください。 (土日祝日を除く、9時~17時)
 - ※ 申請書は本紙の裏面をご利用頂けるほか、予防課、千代田分署、旭分署、市ホームページにて入手できます。

ホームページはこちらかっ



住警器設置で 安全な暮らし



☆悪質な訪問販売にはご注意ください!

消防職員は住宅用火災警報器や消火器などを販売することはありません。

取付けに伺う際は消防手帳をご提示します



問い合わせ:消防本部予防課 422-2485

様式第1号(第5条関係)(い)

住宅用火災警報器給付等申請書

令和7年 月 日

四街道市長 様

四街道市住宅用火災警報器の給付及び取付支援事業について、以下のとおり申請します。

(選択項目は、該当する口にレ点を入れてください。)									
申請者	住 所	四街道市			ふりがな				
	電話番号	()		氏 名				
	生年月日	大・昭	年 月	日生	. (歳)		
中軸	10000000000000000000000000000000000000	□ 住宅用火災警報器の給付 □ 住宅用火災警報器の取付支援							
申請内容		(注:給付品の取付支援を希望する場合は両方にレ点を入れてください。)							
		氏 名	続柄		生 年	F 月	日		
	の状況			大・昭	年	月	日 (歳)	
(申請者を除く)				大・昭	年	月	日 (歳)	
同 意 書									
(申請者を含む、同一世帯の全員同意のうえ、署名が必要となります。)									
四街道市が四街道市住宅用火災警報器の給付及び取付支援事業要綱第5条の規定による申請に係									
る事実についての審査に関する事務処理に限り、私の地方税関係情報(令和6年度)、住民票関係情報									
その他必要な情報について、確認又は取得することに同意します。									
また、四街道市住宅用火災警報器の給付及び取付支援事業に係る次の事項について異議を一切申し									
立てないことを承諾し、同意します。									
1 住宅用火災警報器の取付支援に関して、天井面、壁等その他対象住宅に生じた汚損又は毀損等の									
青任は一切問いません。									
2 住宅用火災警報器の取付支援後、住宅用火災警報器の保守管理等の責任は一切問いません。									
3 住宅用火災警報器の取付支援後、対象住宅において生じた火災その他の災害による被害について									
の責任は一切問いません。									
		-	<u>.</u>			-			
<u>署 名</u>				.tn		<u>名</u>			
委任状									
下記の者を代理人と定め、四街道市住宅用火災警報器の給付及び取付支援事業の申請に関する権									
限を委任します。									
受任者 <u>氏 名 </u>									
連絡先									
住宅用火災警報器設置場所及び希望確認欄									
寝室の場所及び数…□1階(室)、□2階(室)、□階段(寝室が2階の場合に必要)									
	受 付		※ 経 過						

※欄は記入しないでください。